

平成28年(ワ)第6692号 損害賠償請求事件

原告 中島恒雄

被告 田嶋清一 外1名

## 準備書面5

2017年8月25日

東京地方裁判所民事第16部合議2B係 御中

被告訴訟代理人弁護士 萩尾 健 太



同 指宿 昭 一



同 中井 雅 人



### はじめに

本件は、被告田嶋や被告組合のホームページに掲載された文書が、原告の名誉を毀損するとともにプライバシーを侵害するものとして、原告が被告らに対して5000万円もの巨額の損害賠償を請求した事件である。

問題とされたのは、被告田嶋による地位確認等請求訴訟の最中である2015年11月11日頃に被告田嶋のホームページに掲載された本件街頭ビラ、2016年1月19日頃に被告田嶋のホームページに掲載された週刊新潮平成24年9月27日号の記事、刑事事件の判決文、内容証明郵便の通知書、同年1月27日頃に掲載された週刊新潮平成22年7月29日号の記事、および、本件訴訟が始まって以降に、被告交通ユニオンホームページに掲載された「名誉毀損で損害賠償!？」の中の、原告による強制ワイセツ事件や性行為の強要などの事実の摘示である。

しかし、被告らには不法行為は成立せず、原告の請求は棄却されるべきである。以下に、本件の尋問の結果を踏まえて詳論する。

## 第1 名誉毀損は成立しない

### 1 名誉毀損について

#### (1) 名誉棄損の存否について

「人の名誉」とは、外部的名誉、すなわち、人についての事実上の社会的評価を意味する。「名誉とは各人がその性質・行状・信用等について世人から相当に受けるべき評価を標準とするものであるから、ある行為が他人の名誉を毀損するかどうかを決めるには、単にその行為が性質上一般に人の名誉を毀損するかどうかを判断するだけでは足りず、その社会における位置・状況を参酌して審査しなければならない」（大審院判決明38年12月8日）。

そのもとで「名誉を毀損」とは、社会的評価を低下させることである。社会的評価が実際に低下したことまでを立証する必要はないとされているが、社会的評価を低下させるに足る事実を摘示したことを立証する必要はある。

#### (2) 原告の社会的評価は損害賠償に値する程は低下しない

被告田嶋がホームページに掲載した本件各文書に記載されている、原告が強制わいせつ罪で懲役刑の実刑判決を受けた事実等は、大きく報道されており、Wikipediaにも現在も掲載されている（乙12）。

よって、以前から原告の社会的評価は低下しており、本件各文書の掲載によって新たに低下したものではない。仮に低下したとしても、それはごくわずかなものに過ぎないから、本件各文書の掲載による名誉毀損による損害賠償は認められない（東京地裁平成10年7月27日判決判タ991号200頁参照）。

## 2 名誉棄損の違法性阻却

民事上の不法行為たる名誉棄損については、その行為が公共の利害に関する事実に係りもっぱら公益を図る目的に出た場合には、摘示された事実が真実であることが証明されたときは、右行為には違法性がなく、不法行為は成立しないものと解するのが相当であり、もし、右事実が真実であることが証明されなくても、その行為者においてその事実を真実と信ずるについて相当の理由があるときには、右行為には故意もしくは過失がなく、結局、不法行為は成立しないものと解するのが相当である（最高裁昭41年6月23日・民集20巻5号1118頁）。

このうち、「公共の利害に関する事実」について、名古屋高判平成16年5月12日・判タ1198号220頁は、「その事実を公衆に知らせ、これに対する批判や評価の資料とすることが公共の利益増進に役立つと認められるもの」をいうとし、「私人の私生活上の行状であっても、社会への影響力の程度によって公共的な観点から必要な批判乃至評価の一資料となり、公共の利害に関する事実にあたる場合があり、その当否は、摘示された事実自体の内容・性質に照らして客観的に判断されるべきものである」と判示した。

公共性と公益目的の関係について、京都地判平成14年6月25日・判時1799号135頁は、公共の利害に関する事実を記載している記事は「特段の事情がない限り、その目的は専ら公益を図るものであると認めることができる」としている。また、名古屋高判平成16年5月12日・判タ1198号220頁も、公共の利害に関する事実については「特段の事情のない限り、公益目的の存在が推認される」としている。

長崎地判昭和58年3月28日・判時121号106頁は、小学校の教員を非難するビラが配布された事件につき、公共性を肯定しながら公益目的を否定したが、上告審（最1小判平成元年12月21日・判時1

354号88頁)で覆され、目的の公益性が肯定された。

以上を踏まえて、まず以下に、本件に関する公共性と公益目的について主張立証する。

## 1 事実の公共性

### (1) 犯罪に関する事実は「公共の利害に関する事実」であること

2017(平成29)年1月31日、最高裁第三小法廷決定は、注目すべき判示をしている。

「本件において児童買春をしたとの被疑事実に基づき逮捕されたという本件事実は、他人にみだりに知られたくない抗告人のプライバシーに属する事実であるものではあるが、児童買春が児童に対する性的搾取及び性的虐待と位置付けられており、社会的に強い非難の対象とされ、罰則をもって禁止されていることに照らし、今なお公共の利害に関する事項であるといえる。」

刑法230条の2第2項には「公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事実は、公共の利害に関する事実とみなす」と規定されている。

上記決定の対象とされた事件は、2011(平成23)年の児童買春事件であるが、それから5年経過しても、「社会的に強い非難の対象とされる起訴前の犯罪行為に関する事実は、公共の利害に関する事実であると判示したのである。

とすれば、強制わいせつ事件というやはり「社会的に強い非難の対象とされる犯罪行為に関する事実を記載した本件街頭ビラ、週刊新潮平成24年9月27日号の記事、判決文、週刊新潮平成22年7月29日号の記事、交通ユニオンホームページの記事「名誉毀損で損害賠償!？」の摘示事実は「公共の利害に関する事実」であると言える。

また、通知書(甲14)は、原告による「度重なる性的関係の強要」に

ついて記載したものであり、強姦等の犯罪行為と断言できるかは微妙だが、やはり原告の有する「社会への影響力の程度」からすれば「公共的な観点から必要な批判乃至評価の一資料」となるというべきである。

以下にさらに詳論する。

## (2) 原告の大学に対する強大な影響力

### ア 東京福祉大学からの多額の報酬の受領

原告は、2010（平成22）年7月から、東京福祉大学事務総長として雇用され、法人運営に関与してきた（乙7）。これを平成20年から21年頃とする原告の証言は全く信用できない（原告3頁）。また、原告が事務総長として雇用されたというのは文科省の大学設置・学校法人審議会の認定であるが、それを間違いであると言いながら、抗議もしていないという原告の供述は、およそ信用できない（原告16頁）。

同年9月末、東京福祉大学は、原告の雇用自体は解消したが、原告を一切大学法人に関与させない旨の文科省への報告後も、原告に対しコンサルタント料という名目で約1941万円の支払いをしていた（乙7、被告田嶋19頁）。これも文科省が認定したことであり、これを否定する原告の供述は信用できない（原告17頁）。なお、原告は、「そんなにお金はもらっていません。」と述べ、東京福祉大学からコンサルタント料名目で金員を受け取ったこと自体は否定していない（原告17頁）。

それだけでなく、文科省の大学設置・学校法人審議会によると、元理事長である原告の大学法人に対する影響力の排除に関する実効性が担保されているか疑義があると認定され、被告らが乙11で明らかにした大学池袋キャンパスにおける会議で原告が画策した経営学部の新設の申請に対し、文部科学省は不認可決定をした（乙13）。

また、平成24年3月、日本私立学校振興・共済事業団も大学に対する補助金を減額する決定をしている（乙14・表4／番号3、乙15・表7

／1.－3)。その理由は原告が大学の経営に関与しているというものである。

原告が東京福祉大学に対し、強大な影響力を有していなければ、出所直後に、刑事事件の現場となった大学法人に雇用されることなどあり得ない。まして、雇用を解消した後も、約1941万円もの金銭の支払いを大学法人から受けることができるなど、東京福祉大学に対し、強大な影響力を有していなければ実現不可能なことである。これと、文科省審議会の答申をも合わせ考えれば、2012年の時点において、原告が東京福祉大学に対し、強大な影響力を有していたことに疑いはない。

#### イ 原告の出所後の大学人事への介入

原告は、服役前には、大学の理事長職を母である中島ノリに譲り、専門学校の理事長職を妻のまさ子に譲って服役した。

勾留中及び服役中には、原告は部下の教職員を呼びつけたり手紙により指示を出していた。被告<sup>田嶋</sup>も栃木の喜連川刑務所まで原告に面会に行き、指示を受けたことがあった（被告田嶋20頁）。

2010（平成22）年7月7日に、原告は出所したが、その翌日、被告田嶋は東京福祉保育専門学校校長を解任され、同月、心理学科長も解任された。同じく、生沼事務局長も解任された。

原告は、被告田嶋の校長解任に関与したことを否定できなかった（原告20頁）。

同年12月3日、相沢学長も解任され、その後任は松原達也になった。

相沢学長の解任に際しては、原告が被告田嶋に、全体ミーティングで相沢を追及する質問をしると指示をし、被告田嶋はそれを実行した（被告田嶋16頁）。これらの解任は、原告の意思によるものである。

相沢の後任の松原氏は、脳梗塞の後遺症があったが、被告田嶋が原告に質問したところ、原告は「ぼけているから、ちょうどいいんだ」と答え、自らの意向で松原氏を学長にしたことを自認した（被告田嶋17頁）。

## ウ 経営学部運営会議における発言

原告は、2011年9月21日、東京福祉大学経営学部の認可申請中に開催された同学部の運営会議に出席していた。そのことは原告も認めた（原告17頁）。その発言回数からしても原告が会議を主導していたことが認められる（乙9）。また、原告は、同会議において、被告田嶋に対し「来年は首だぞ」（乙9・23頁～24頁）と述べた。たとえば、2011年9月21日、原告は、被告田嶋に対し「田嶋なんかほうそぼっかり言って、逃げてぼっかりいて何もやらねえ。だから来年は首だぞ、おまえ、わかったな」と述べ（乙9・23頁）、「この来年の3月、あれで教員を半分入れかえるから。役に立たないのは首。その代表が田嶋清一」と述べている（乙9・24頁）。

それだけでなく、他の教職員についても首にすると宣言している。

また、原告が2010（平成22）年7月7日の出所以降、学校を乗っ取られないようにと、相沢学長らをクビにし、原告の支配体制を再構築した武勇談が次のように語られた（被告田嶋15、29頁）。その後は、東京福祉大学は原告の意向に従って運営されるようになったのである。なお相沢とは元大蔵事務次官の相沢英之氏のことであり、赤岩とは東京福祉大学の顧問のことであり、倉茂とは東京福祉大学の元学長のことである。この発言についても、原告は覚えがないと述べるのみで、否定できなかった（原告18頁）。

### 乙9号証25頁

「総長 文部省に、おまえ。学校を乗っ取られないように、ねっ。ついでに相沢にも乗っ取られないように。相沢をクビにしたろ、おれ。相沢の首は難しかったよな、伊藤。どうだ、おい。伊藤主任 はい、難しかったですね。」

総長 田中(勇)も、事務局長も首にして。赤岩も首にして、ねっ。倉茂も首にして、入れかえて。あのときは、理事会はおまえ、3対6だよ。知ってんだろ、おまえ。3対6だろ。敵側が

6で、こつちが3だろ。ええ？」

さらに、原告は被告田嶋に働きかけて、田中、赤岩、倉茂を首にするようにしたと供述した（原告19頁）。

加えて、原告が「首になる前に何かましなことをやってみろ」（乙9）と述べて被告田嶋を含めた出席者に要求していること、経営学部が認可されたら72億円入ることなど経営学部新設によりいかに利益を得るかについて執拗に発言していることが認められる（乙9・13頁）。

このような原告の発言回数及び発言内容と部下（伊藤主任）の応対を見る限り、原告は、2011年9月21日の時点で東京福祉大学の経営と大学人事に大きな影響力を持って支配していたことは明らかである。

なお、伊藤主任も、出所後の原告によって、それ以前の課長職から降格された。

#### エ 原告の被告田嶋に対する度重なる恫喝

2011（平成23）年9月22日、原告は、被告田嶋に対して電話をし、原告の妻と長男秀興に働きかけて両名が就任している東京福祉専門学校の理事長職と理事職を辞退させろ、それができなければ、被告田嶋を首にすると何度も発言して恫喝した（被告田嶋17頁）。

「それできなかつたらお前チョンだわさ、できなかつたらチョンだわさ」との発言である（乙10・2頁）。

そして、被告田嶋はこの直後の10月6日に、唐木田から雇止めの書類を渡され、雇止めとされたのである。

この主張に対し、原告は「原告から度重なる恫喝を受けた旨再三述べているが、これは被告田嶋の思い込みに基づく根拠なき主張である。原告は、当時から現在に至るまで、良好な親子関係を継続している長男に関し、かかる記載をされたことについて、強い憤りを感じている。」と主張するが、事実に反する主張である。

このように原告が東京福祉大学教員である被告田嶋に対し、首にする



ことを脅し文句にして恫喝していること、東京福祉大学のグループ校である東京福祉大学専門学校の理事長及び理事の人事について発言していることからすれば、少なくとも、2011年9月22日の時点で、原告は東京福祉大学の運営を支配していたといえる。

原告は、「雇止め・懲戒解雇が原告の指示であるなどというのは誤解である旨何度も指摘している」と主張し、東京福祉大学への強大な影響力を有していることを尋問でも否定しているが（原告7、8頁）、虚偽である。原告は、被告らが主張する原告が大学に対し強大な影響力を有していることを推認させる多数の事実をすべて認めながら、その評価の点において「個人的な意見を述べたものに過ぎない」などという言い訳をしている。

しかし、その前後における大学の会議などの状況、語気等から大学への強大な影響力を前提とした強制力をもった発言と考えるのが合理的である。

オ 2011（平成23）年10月6日、雇止めの書類を渡すために田嶋研究室に唐木田総務課長が来室した。

そのとき、被告田嶋が雇止めの理由を尋ねても、「（唐木田）理由は考えておりません」「（唐木田）理由はですね、今んところ考えておりませんが、ただですね、ここで一たん雇い止めになるということで、ゼロ、あるいはマイナスからスタートしていただくというような格好になると思うんですね。もし、再雇用といたしますか、お望みでしたら」と述べたが「（唐木田）ということで、まさ子さんと秀興さんのですね、総長に対する印象、それ、大分影響されてると思いますのでね。浅尾（弁護士）によって」「（田嶋）それを、とにかく、二人の（総長に対する）印象が変わるように働きかけてほしいということですか」「（唐木田）はい。そうです」（乙33-2号証）とのことであった。

また、翌7日に唐木田総務課長が被告田嶋へ電話をしてきた。「（唐

木田) 秀興さんにもですね、きのうの最終弁論書(註: 弁論要旨のこと。平成23年10月6日に、唐木田氏が田嶋に読ませると共にコピーをさせてくれたもの)を見てもらって、こういうひどいことが書いてあると。非常に総長に対して誤解をしないように、ということをお願いしたいと思うんですけども」「田嶋先生の口から言っていただくと、また秀興さんの印象が違うと思いますんで。はい。で、きのう申し上げたように、やはりこれからいろいろしていただくと、総長なり理事長の信頼をまた得るということにもなると思うんですよ。はい。」(乙34-2号証)

唐木田総務課長が言っていることは、原告の意向通り、離婚訴訟を起こしている原告の妻と長男に働きかけて、原告に対する印象を良くしてほしいということ、そして、原告の妻と長男に働きかけて、専門学校の理事長職と理事職を辞めさせてほしいということである。

従って、雇止めは恫喝であり、被告田嶋を屈服させて利用するための手段である。土下座して総長の言うとおりにするならば「マイナスからスタート」させてやるということである。

被告田嶋は弁護士を立てて、その雇止めの理由を問う内容証明郵便を2011(平成23)年11月14日付けで大学に送付した。それに対して、三日後の同月17日に、原告が55分間にわたる電話をかけて来て「何億円という年商のあるところ(大学)と勝負して、おまえひとりで勝てっこない」「地獄行きたいのか、おまえ」「おまえを地獄におとして、な、生活保護うけるような人間にして(俺に)得なことあんの?」「弁護士断って降ろしとけ」「もういいです、と、わたし自分でやりますから、と、断っとけよ、おまえ」(甲13号証22頁以下)と脅迫した。

この発言について、原告は尋問で否定できていない(原告16頁)。

この経緯からも、原告の意向で被告田嶋が雇止めにされたことは明らかである。

カ テレビ会議における東京福祉大学に対する指示

東京地裁平成26年2月18日判決(乙2)・東京高裁平成27年1月15日判決(乙3)の解雇無効確認等請求事件で提出した訴外学園のテレビ会議の録音音声データ及び同反訳書(乙4)によると、原告は、被告が提出した卒業生の陳述書が邪魔になるとの認識から、2012(平成24)年7月3日の訴外学園のテレビ会議で、教職員らに陳述書を書いた卒業生に対して「被告田嶋に頼まれて書いた、本当はあんな事思っていない」などという内容の電話での聞き取りをして聴取書を証拠として提出するよう、命じている。さらに「一応俺手島先生に俺電話して聞くから、送っといたから、ファクスで」と原告が発言しており、原告が手島心理学部長にも働きかけていたことが認められる(乙4・3～4頁)。2012(平成24)年の時点で、原告は同学園に対し、裁判に提出する証拠の捏造を指示できるほどの強い影響力を有していたことは明らかである(被告田嶋19頁)。

原告は、こうしたテレビ会議や電話を通じて大学に対して指示を出し、大学を支配してきたのである(被告田嶋30頁)。

このテレビ会議での発言について、原告は覚えがないというのみで、否定できていない(原告21頁)。

また、原告と東京福祉大学との電話での情報交換について、原告は否定できていない(原告19頁)。

キ 「評議員X氏との電話」の記録(甲13号証11頁以下)

(平成24年6月22日)

以下の通り、評議員X氏(平山尚社会福祉学部長)も、原告による大学支配の事実を認めている。これに反する原告の証言は虚偽である(原告8頁)。

X氏 まあ理事長も含めてだと思んですけどね、その公式な大学の公印っていうのはね、あの一あれが持ってるわけなんだ、総務課が。

田嶋 あーそうなんですか。そうするとそういう、今年の僕の3月16日の懲戒解雇の通知書なんかも、そうすると理事長の判断は別にして、総務課の判断で出来ちゃう可能性ががありますよね？

X氏 まーそれは可能性あると思うんですけど、そりゃ。

田嶋 そうですよ。ま、おそらく前総長が、あのーこういう風な書類を作れと言われれば、出来ちゃう可能性もありますよね？

X氏 そうです。そういう事につながるんじゃないかと思うんですよ。

(中略)

田嶋 今までの所はやっぱり前総長が明らかにあれこれ指図、コントロールしてますもんね。

X氏 してんですよ。

田嶋 それしかうち(田嶋注:「うち」とは「うちの大学」の意)、

X氏 今だってしてんですよ。

田嶋 今だってしてますよね。

X氏 してんですよ。

田嶋 今だって、それ以外のあの経営、管理、責任の体制、うちないですもんねえ。

X氏 そうそうそう。それはねえ要するにねえ、システムが出来てない、ほんとの事言っ  
て。

田嶋 出来てませんよねえ。

X氏 そうそうそう。

田嶋 だから理事長が、この前11月ですかね、変わっても何かその責任管理体制が新たに変わったなんて、うちのどの教職員も思ってませんよね。

X氏 思っていない。

田嶋 やっぱり前総長が実権をにぎっているからという事で、その、この前の3月の評議員会の時に僕が解任される時だって、X先生はあのー保留にして下さいましたけれど、他の評議員は全員黙認で賛成でしょ。あれだって総長の影を感じているから。

X氏 もちろん。もちろん、そう。

田嶋 そうですよ。

X氏 もちろん、そう。

田嶋 だから、その、システムが変わらない限りはやっぱり。

X氏 だからね、これね、一朝一夕で変わらないと。

(後略)

この「評議員 X 氏との電話」から読み取れることは、X 氏の観察によれば、第一に、松原眞志夫理事長（当時）が、自身で公印を管理できていな結果、自分の指示が通らない、つまり、他の誰かの指示が通っているらしい、との疑念を抱いている。松原眞志夫理事長から唐木田事務局長あてのメールにも同趣旨の文言がある（乙 39 号証、平成 24 年 6 月 14 日付「11 月以来、学部新設申請の件では、私からの指示は 3 件あったと思いますが、いずれも無視されていますね。そして、最終責任だけを理事長が取らされるというのは、誰が聞いても、『ありえない！』と言うでしょう」）。

第二に、原告による経営管理体制以外のシステムが大学にはない。よって、名目上、理事長が交代しても、どの教職員も経営管理体制が変わったとは思っていない。

第三に、独特のやり方（つまり原告の手口）で、教職員に解雇や降格などの圧力がかけられるので、教職員が、委縮してしまい、言わず聞かず見ずということになる。

#### ク 「最近の原告の大学への露骨な介入」の記録

原告が、今年（2017 年）になってから、東京福祉大学卒業式（3 月 24 日、伊勢崎市文化会館）に出席したのを被告田嶋の協力者が確認し、入学式（4 月 7 日、深谷ビッグタートル）に出席して、教職員に指示を出しているのを、被告田嶋は直接目撃している（被告田嶋 20 頁）。

入学式では、9年前の強制わいせつ事件により逮捕されたとき以来、9年間封印されてきた校歌の三番の歌詞「中島恒雄 理念満ちて 真の教育 我ら築かん」を9年ぶりに復活させて、式次第に印刷させ（乙27の1, 2、乙28の1, 2、乙29の1, 2）、合唱隊に歌わせている（被告田嶋20～21頁）。これは、事情を知る学生や教職員たちの動揺や反発を招いている。

2017（平成29）年になって、少なくとも3月29日、31日、4月21日及び5月11日、12日などの東京福祉大学教職員研修会にも出席し、研修を行っている（被告田嶋20頁）。これらの日程は信頼できる被告田嶋の協力者による確かなものである。また、協力者によって大学の建物に出入りする姿を写真に撮られている（乙22の1～3）。（このような協力者が出現するのも、被告田嶋がホームページに、本件各文書を掲載して、大学と対決する姿勢を示しているからである。）

なお、本件尋問で、原告は裁判官の質問に対して、研修会に出たのは「1回か2回」「話はしていません」と供述したが（原告24、31頁）、実際は3月以降だけで、少なくとも、5日は出ていることになる。原告の証言はおよそ信用できない。

また、裁判官の質問に、原告は、今年の入学式には30分位だけ出た、と供述したが（原告31頁）、虚偽である。入学式は少なくとも1時間以上はかかり、その間、原告は、深谷ビッグタートルの入学式会場の後ろのガラス張りの特別席に座っているのを、被告田嶋は目撃した。また、本件尋問で、被告ら代理人の質問に答えて、東京福祉大学卒業式（3月24日、伊勢崎市文化会館）に出していない、と原告は供述したが、虚偽である。被告田嶋の信頼できる協力者の情報によれば、確かに、卒業式（3月24日、伊勢崎市文化会館）に原告は出席している。

これらの原告の一連の行動は、教育と経営に関与してはならないとする文科省の行政指導に違反する。

ケ 訴外茶屋とくしげ保育園の理事長をしていることについて

原告は、訴外社会福祉法人茶屋福祉記念会茶屋とくしげ保育園（以下単に「とくしげ保育園」という。）の理事長に就任している（乙6-1、原告9頁）。この茶屋とくしげ保育園は、東京福祉大学とグループ校の関係にある（乙6-2）。また、茶屋とくしげ保育園は、東京福祉大学伊勢崎キャンパスからヤギの「こゆき」ちゃんを受け入れる等、東京福祉大学と密接な連携をとりながら運営されている（乙6-2）。

そうすると、とくしげ保育園理事長である原告は、グループ校である東京福祉大学に対し、影響力を有していたといえる。

また、保育園理事長という地位それ自体が、社会的存在である保育園及び保育園が存在する地域社会に強い影響力を有する地位だといえる。子どもの健全な発育という観点からすれば、被告らの摘示する事実は、原告の地位との関連性が高い。

(5) 小括

以上ア～ケのような大学に対する強大な影響力は突如として失われるのは通常考えられないこと、原告が現に東京福祉大学と密接に関係するとくしげ保育園・本件NPO法人の理事長・理事の地位にあること、原告の影響力を否定する事情が一切ないことからすれば、原告は、現在においても東京福祉大学に強大な影響力を及ぼしていることが強く推認される。この地位と原告による過去の性的暴行事件との関連性からすれば、原告に対する強制わいせつ事件等の指摘については、「公共の利害に関する事実」とであると認められることは明らかである。

2 目的の公益性

「事実の公共性」で示しただけでも、被告田嶋の事実摘示の「目的が専ら公益を図ること」にあることは容易に推認されるが、以下さらに目的の公共性について論じる。

#### (1) 街頭ビラについて

被告らが作成し、2015（平成27）年11月に掲載した街頭ビラでは「一部教職員の間で密かに『恐怖政治』という言葉が囁かれて久しい現状に対して、大学は元総長による裏支配・恐怖政治を排除して、民主的な運営を行え！」（甲6・2頁、甲8・2頁）と主張した。その前提として、原告が大学への支配力を利用して教職員への強制わいせつ事件を起こしたことを指摘したのである。

この主張は、恨みや私怨に基づくものではなく、被告田嶋自身が大学から理不尽な雇止めを受け、虚偽の理由による懲戒処分を受け、勝訴判決を得ても是正されず、労働審判にも異議申立がされたことを受けて、「大学のあり方」が原告により歪められているとの現状認識により、大学の健全化・民主化を目的としたものである。そのもとで、裁判だけではその目的は実現出来ず、大学関係者や世論に訴えることを目的としたものである（被告田嶋5頁）。よって、公益目的と認められる。

#### (2) 2016年1月19日以降の掲載目的の公益性

2015年11月16日、「街頭ビラ」（甲6，甲8）に対する抗議状（甲20）が、東京福祉大学から被告組合に対して送付されてきた。2016年1月19日、被告田嶋は、それに対する反論を自身のホームページに掲載した。原告が名誉毀損であるとする各文書は、その添付書類である。



よって、本件各文書も、被告組合に対する抗議状（甲20）への反論という組合活動を目的としたものである（ただし、被告組合の関与の度合いについては後述する）。

そのもとで、特に本件各文書を掲載することとしたのは、以下の通り、同年12月の原告の被告田嶋との接触で原告の大学への関与と無反省が明白となるという出来事があった（被告田嶋12頁）。それは、学校教育法9条2号が「禁錮以上の刑に処せられた者」は「校長又は教員となることはできない」と規定しており、その趣旨も踏まえて、文科省は原告について、大学での教育と経営に関与することを禁じていることに反するからである（乙13）。被告らは、原告の大学関与への是正を意図したのである。

それとともに、大学が容認するもとで原告宅に女性留学生が居住しており、性的犯罪が繰り返される危険があったので、それを抑止する目的があった。原告へのイエスマンで固められた大学に働きかけても抑止効果は薄いため、社会的に包囲しようと考えたのである。以下に詳論する。

### （3）原告からの「元に戻してやるから（裁判を）全部水に流せ」との発言

被告田嶋は、セクハラ、パワハラをしたという虚偽の理由で懲戒解雇され、さらに懲戒解雇の理由を他の勤務先3箇所に告知されたことは名誉毀損などにあたるとして、2015（平成27）年11月12日、大学を相手に慰謝料などを求めて、東京地裁に提訴した。その状況で、原告から被告田嶋への働きかけがあった。同年12月24日14時46分、息子・秀興氏から田嶋携帯に電話があり「元総長が、一度、話がしたいと言っているから、電話してやってくれ」とのことであった。

14時58分、被告田嶋は原告の携帯に電話した。原告は「元に戻してやるから、（裁判を）全部水に流せ」と述べた。被告田嶋は「そうはいかない」と述べると（被告田嶋10頁）、原告は「今のままだと、（おまえは）汚名のままだ」「裁判でずいぶん金を使っただろう」「こ

っちには、もう一つ、おまえをやっつける材料があるが、今は止めている」「一度、会って話がしたい」「明日来い」と述べた。それに対して被告田嶋は「無理。日曜日（同月27日）なら」と返事をした。

この電話でのやり取りについて、原告は「どうだかよく覚えていませんけど」と述べるのみで否定できていない（原告22頁）。

同月27日、被告田嶋は原告と名古屋のたちばな学園保育介護ビジネス名古屋専門学校（東京福祉大学グループ）の10階の原告の部屋で面談することにした（被告田嶋10頁）。専門学校に原告の部屋があったということ自体が、原告と大学との強い関係を示すものである（被告田嶋33頁）。

面談の事実は原告も認めた（原告22頁）。面談は、一時間強にわたるものであった。本件尋問で、被告ら代理人の「会おうと言いだしたのはどちらから？」に、原告は「田嶋氏から」と答えたが（原告23頁）、それは虚偽であり、息子・秀興氏を通して、元総長から働きかけがあったのである。また、裁判官による、その面談に関して「（ここで）訴訟に関する話はされていませんか？」との質問に原告は「ちょっとだけ」と答えた（原告34頁）。飯を奢る話をしたところ、被告田嶋が録音機を持っていたので、原告が被告田嶋に対して帰れと言った、というのである。しかし、それらの供述は虚偽であって、その面談の録音、反訳（全34頁）（乙25号証-2）からの抜粋によれば、以下に示すように、一貫して、原告は、裁判やめろ、まだ続けるのか、ということ、繰り返し、言い続け、最後には、裁判を続けるなら、俺が名誉棄損で訴えるぞ、と恫喝をしてきた。

14頁

「田嶋 事実関係ははっきりしてるじゃない！その為に裁判やったんでしょが！言い合いしてもしょがないから第三者の裁判官が間に入って判断したのが 一審二審の判決文でしょが、それ読んでないってのは、どういう事よ バカバカしい！ほいで昨日（田嶋注：

間違い、正しくはみっか前の 24 日)、なんだって？全部裁判もみんなチャラにしろ？そして  
ら元に戻してやるって？そうはいかないよ 今頃なんで唐突にそんな事言ってるわけよ  
元総長 お前とね いつまでも 争ってても」

15頁

「元総長 まあいいや わかった だけど もう俺はね考えたんだけど お前と対立するのは  
やめようかなと

田嶋 どうして？今まで散々デタラメ言って、でっち上げてさ 人を貶めているじゃない  
なんだっけ 昨日 一昨日？木曜日か電話で話したの 今のまんまだと汚名が残る僕の  
何が汚名なわけよ？懲戒解雇をね、でっち上げの理由で懲戒解雇したのは大学側の汚名  
でしょうが、それこそ、僕にとっての汚名じゃないよ 僕はセクハラもパワハラやってないっ  
てこと一審二審通してちゃんと証明したんだから 裁判官だって認めたでしょうが、でしょ？」

21頁

「田嶋 組織ぐるみででっち上げたじゃない！

元総長 いやだけど

田嶋 そういうの全部チャラにするって話のれませんよ

元総長 お前がさ それね ハッキリさせたら得することあるの？ お前戻りたいんだろ？

田嶋 あのね 総長が裏支配してるようなね 組織に戻ってさ、ちんまりやろうなんてぜん  
ぜん望んでないから」

32頁

「元総長 勝手な解釈しないで (裁判を)もう水に流した方がいいよ

田嶋 余計なお世話だよ 何が水に流すだよ デタラメやっというさ デタラメやったという  
事実はちゃんと残るんだから それオープンにしないと 当たり前だ

元総長 (笑) お前損するよ」

34頁

「元総長 俺の名誉を傷つけることやってると 俺が名誉棄損で

田嶋 どうぞ訴えてよ、名誉棄損 お互いに名誉棄損でやりあおう、結構だ、やって

元総長 俺が個人的にお前を名誉棄損で訴えるぞ」

原告は息子の秀興氏を使って、被告田嶋に働きかけ、面談にこぎ着けた、原告は、被告田嶋に対して、大学と自分に都合の悪い訴訟をやめさせるために、元の地位に戻してやるという餌で釣ろうとした。そして、大学相手の裁判を辞めなければ訴えを起こす、と脅してきたのである（被告田嶋 10～11頁）。

大学と無関係なはずの原告が、被告田嶋に対して、大学相手の訴訟を辞めれば元の地位に戻してやるということ自体、原告が大学の訴訟と人事を左右できる強い影響力を持っていることを示している（被告田嶋 33、35頁）。

#### （4）本件各文書掲載の反響

被告田嶋による本件各文書掲載の結果、東京福祉大学の教職員が賛同の意を表したり、匿名の手紙や葉書（乙31）を送って来たりした。手紙の内容は、以下の通りである（乙30）。

「本当は先生と直接コンタクトを取りたいのですが、それもできません。先生の今の理不尽な状況を私は存じていますが、そうした常識では考えられない嫌がらせを大学体制から受けるからです。先生の勇気ある行動にはできる限りお手伝いしたいですし、情報提供もしたいと思います。」

「先生のブログに書かれている内容が内外に知れ渡ることこそ大学を変える方法だと思って水面下で活動しております。」

「先生のご発言と行動や真実を伝えるブログを見るたびにいつも勇気をいただき、あきらめている大学の民主化に夢を見ます。私は友人のマスコミ関係者にも内部事情を伝え取り上げてもらおうとも思っています。いつか大きな流れとなり、先生のおかれている状況が改善されることをお祈り申し上げます。」

これこそが、被告田嶋が本件各文書を掲載した目的に合致する反応であ

る（被告田嶋 6 頁）。

なお、被告田嶋は、判決文や通知書を内部告発者から入手した（被告田嶋 26 頁）。被告田嶋から働きかけて入手したものではない（被告田嶋 37 頁）。上記のように大学に抵抗している被告田嶋に共感した大学関係者から情報が寄せられたのである（被告田嶋 38、40 頁）。

#### （5）前科公表と判決文掲載の必要性

特に被告田嶋が原告に対する判決文掲載を始め、強制ワイセツ事件に言及した意図は、原告に制裁を加えたり、懲らしめようとしたりすることではない（被告田嶋 25 頁）。以下に詳論する。

ア 原告が実刑判決を受けた強制わいせつ被告事件（甲 12）は、大学総長であった原告が、同大学の女性教職員複数名に対し、その権力関係を利用して、強制わいせつを行った事件である。罪名自体が強制わいせつという重大な人権侵害事件であること、大学総長という立場にある者が大学内で犯行を行ったという悪質な犯行態様などから、広く報道され、社会的にも大きく注目された事件である。大学の存亡自体が問われるほどの大事件である（現に原告の影響力を排除できていないことを理由に新学部等の設立が承認されなかった。）。

すなわち、原告一審判決文（甲 12 号証）によれば、

「被害者らが被告人の経営する学校の教職員で、その意に反した行動を取りづらい立場にあることを意に介さず、圧倒的に優位な立場にあることを誇示して行った犯行であり、被害者らの人格の尊厳を軽視すること甚だしい（第 6 頁）」

「被告人は、平成 17 年 5 月から平成 19 年 5 月までの約 2 年の間に、前後 6 回にわたって、本件各犯行を行ったもので、常習性も認められる。被害者らは、いずれも、立場上被告人の指示ないし誘いに応じただけで、何ら落ち度がないのに、本件各被害に遭って、多大な衝撃を受け、しかも、そのうちの多くの者が、被告人との地位の差から、長く被害申告もできず、泣き寝入りを余儀なくされ、中には、被害直後に退職した者や、現在でもその影

響から立ち直られずにいる者もいるのであって、その被った精神的苦痛は甚だ大きい(第6頁)」

「被告人は、犯行後、被害者らに直ちに謝罪をするどころか、スクールカウンセラーに相談した被害者をなじったり、退職の意向を示した被害者を懐柔するため、部下を通じて、口止め工作をしたり、謝罪を求めて来た被害者に、犯行を否定して居直ったりするなど、時に組織を利用してまで、犯行の隠蔽を図っており、犯行後の情状もよくない(第6～7頁)」

「本件のような、職場内での立場の違いに乗じた性的犯罪は、それ自体卑劣・悪質であるのみならず、被害者を進退に窮まった状態におき、その社会生活を危うくするなど、もたらす影響が大きい一方、事柄の性質上、表面化することが困難なものであるから、ひとたび発覚した以上、厳しく処断して、再発防止を図るべき必要性が高い(第7頁)」

「本件は、大学や専門学校の総長等の地位にあった被告人が、複数の部下教職員らに対し、地位を誇示して、強制わいせつに及んだというもので、教育者としてあるまじき犯行であり、社会に与えた影響も軽視できない(第7頁)」とされている。

これらが学内での教職員に対する猥褻行為であることは、ウィキペディアにも記載されている(乙12、被告田嶋28頁)。

イ にもかかわらず、原告は被告田嶋に対して、2010(平成22)年1月7日(7月7日)の出所後まもなく、専門学校の事務室の廊下で、「これからは(女性)留学生を相手にする。日本人の女は相手にしない。(日本人の女は)訴えるから」との言葉を、笑いながら口走った(被告田嶋7頁)。それを聞いたとき、被告田嶋は、違和感と共に、何を言っているのか！？と思った。

2011(平成23)年9月15日、原告は被告田嶋に対して「(女性被害者らに)大して悪いことやってない。大したことやってないのに、女の変な連中(女性被害者ら)が大げさに言った。それは警察が女の旦那に電話するから女は、自分は身の潔白だということでワーワーワー言ったんだろう。違うの！(怒鳴る)。自分はまじめなんです。身の潔白です、中島が悪いんです、ワーワー言わない？！(怒鳴る)。…それを(総長の家族に)話したか！ ばかやろう！ おまえは、(総長の家族に)それ言うべきだろう！…ばかやろう！(怒鳴る)。してないだろうてめえ！(怒鳴る)。…それに伊藤伸一が、占いで(女に

手を出しても)大丈夫ですよって言ったからだろう!」(乙11・1頁、原告もこれらの発言をしたことを否定できない(原告15頁))「          だってそう、自分がおっぱいさわってくれって言っていたけど、          だって警察に言われたから困って、被害者だってやったんじゃないの」(乙11・3頁)などと述べた(被告田嶋7～9頁)。実刑判決を受けた自己の犯罪行為を反省しないだけでなく、性的暴行の事実を否認した上に、被害者が性的暴行事件を捏造した趣旨の発言を繰り返しているのである(乙11)。

さらに、同年9月22日、原告は被告田嶋に電話をして「あんな悪い弁護士紹介したのはお前だから。あれで狂っちゃったんだから。その罪の意識が足んねえんだ、おまえは」と述べた。この発言からも、原告は強制ワイセツ事件を反省しておらず、自らの受刑について、当時の弁護士が示談を十分にできなかったせいにしていたと言える(被告田嶋9頁)。

同年10月6日に、被告田嶋が、当時の東京福祉大学総務課長であった唐木田氏からコピーさせてもらった2008(平成20)年5月30日付けの「弁論要旨」(乙26号証)にも、被告人(原告)は「11年前に同種犯罪で逮捕された逮捕歴はある」と記載されていた。この逮捕歴について、原告は尋問で否定できなかった(原告14頁)。

原告が東京福祉大学に強大な影響力を有していること、これからは留学生を相手にすると述べるなど、原告が反省しないだけでなく被害者を侮辱するような発言をしていること、判決文でも常習性が指摘されていることからすると、原告が大学関係者に対する性的暴行事件を繰り返し発生させることが強く想定された。

ウ この再発の危惧の念は現実のものとなり、元総長原告による複数の東京福祉大学女性留学生(ベトナム人、ミャンマー人)への新たな性的暴行(セクハラとパワハラを含む)とされる事件が発生した。そのうちの一件は、被害者(ベトナム人)から弁護士名での通知書(2012年6月6日付)が内容証明郵便で、原告と当時の大学学長松原達哉氏に送付された(甲1

3末尾、甲14)。

その後、被告田嶋は、被害者代理人弁護士連名での通知書(甲14)を内部告発によって紙で入手して(被告田嶋21、34頁)、元総長による女性留学生(ベトナム人)への性的暴行事件(出所後の新たな性的暴行事件)を知った時、改めて原告の<sup>専門学校の事務室の</sup>廊下での言葉を鮮明に思い出した。

原告は、現在も同様の留学生に対する性的暴行とも評価できる性的関係の強要に起因するトラブルを理由に女性留学生から損害賠償請求の提訴をされている。同女性留学生との性交渉の事実を、原告は否定できていない(原告27頁)。同事件は東京地裁民事43部に係属している(原告：                    被告：中島恒雄外 平成28年(ワ)12706号)。

このミャンマー人留学生の募集にも原告は、ミャンマー現地に行くなどして関与していた。同事件の中島供述調書18頁には「東京福祉大学と、それから関連の日本語学校で学生募集に行くと、それで私、関連の日本語学校の職員として学生募集を仰せつかりました」と記載されている。

原告と                    が最後に会ったのは、2015(平成27)年10月14日、池袋のサンシャインシティプリンスホテルにてであるが、このときは、東京福祉大学の事務局長を勤めていた伊藤伸一も原告の依頼で立ち会っており(中島供述調書13頁)、原告が当時も大学運営に深く関与していたことを示す事実である。

エ さらに、原告は出所後、名古屋の大邸宅に(たとえ原告の老いた母親の世話をさせるという名目であったとしても、性的犯罪の前科のある元総長の自宅に)、数名の東京福祉大学女性留学生を常時宿泊させている。被告田嶋は、そのことを、原告の妹である                    から聞いた(被告田嶋13頁)。原告自身もそのことを認めた(原告12、26頁)。女性留学生らは、授業料を無償にされた上(原告も認めている。原告26頁)、原告から(金銭で縛ることになる)月額10万円の金銭援助を受けるという、性的関係を強要されても断り切れないであろう事態が続いていた。原告自身も生活費支



払いの事実を認めた（原告12、13頁）

オ 訴外NPO法人日本・留学生交流援護会の理事であること

原告は、訴外特定非営利活動法人（NPO法人）日本・留学生交流援護会が平成25年10月31日設立されて以来、同法人の唯一の理事に就任している（乙5）。同法人は、東南アジア諸国からの日本への留学生に留学生生活全般の支援をしていくことで、日本と東南アジア各国間の人材育成交流活動を行うことを目的としている（乙5）。また、同法人の資産の総額は、平成26年6月9日の登記時点において、金4081万5492円である。

このように原告は、資産総額4000万円を超えるNPO法人の唯一の理事に就任しているのであり、社会的影響力の強い人物であるといえる（原告30頁）。また、原告による、過去の性的暴行事件の被害者が女性教職員及び留学生であったことからすると、留学生の生活支援をすることを目的とする法人の理事という原告の地位と過去の性的暴行事件の関連性は極めて高いといえる。そうすると、留学生の生活支援を目的とする法人の理事が、女性教職員を被害者とする強制わいせつ被告事件により実刑判決を受け、出所後も留学生との間で性的暴行を問題視され、あるいは性的トラブルを繰り返し生じさせている事実等は、上記NPO法人の理事の適格性に密接に関連する事実である。

カ 2017年5月17日、ハリコフ市のパレスホテルにおいて東京福祉大学の留学生入学説明会が開催された。この説明会に、原告は出席した（原告28頁、乙23）。

同説明会に参加した[REDACTED]氏によれば、説明会の様子は、以下の通りであった（乙24）。

「日本語のパンフレットには専門学校の説明も一部含まれていましたが、それらについての説明は一切なく、もっぱら、東京福祉大学についての説明だけでした。

引き続いて留学費用について以下のような説明がありました。

東京福祉大学へ留学するためには、入学時 130 万円ほどかかるが、20 万さえ用意すれば誰でも留学できること。不足分は東京福祉大学が設立した NPO に加入（加入金 5 万円）すれば、残金は全額貸付けられ、アルバイトをして返済すればよいと説明がなされ、アルバイトをするとどれぐらい稼げるかのシミュレーションが映し出され、借金の返済が可能なことを説明したが、NPO の名称、所在地、貸付金の金利や返済条件等についての説明はありませんでした。

事務的な説明が終わったところで、中島恒雄氏が車椅子で中央に進み出て、約 10 分間スピーチを行いました。

司会者は英語で、中島恒雄氏を大学の創立者、法人の理事（この時に、「director」理事と言ったのか「rector」学長と言ったのか聞き取れなかったので、隣に座っていた学生に尋ねたが、その学生もどちらか、聞き取れなかったと言っていた。）と紹介しました。その時私は、中島恒雄氏が東京福祉大学の責任者として復帰されたのかと思いました。

内容は、東京福祉大学のすばらしさ、自分のアメリカ留学経験と今日の成功、そして、「If you study Japanese, you can earn money」（日本語を学べば金が稼げる。）ということを強調したことが印象に残っています。専門学校の話はありませんでした。中島恒雄氏のスピーチは、東京福祉大学を代表してウクライナの学生に留学を熱心に奨めるものであったので、参加した学生たちは、車いすの不自由な体をおして遥々日本から来た老学長のスピーチに耳を傾けていました。」

このように、原告は海外での東京福祉大学の留学生募集に、東京福祉大学を代表する立場で関与しているのである。これに反する原告の供述は虚偽である（原告 28 頁）。

なお、XXXXXXXXXX氏は「2014 年に首都キエフ市で開催された、東京福祉大学の留学説明会に関する情報をハリコフ市の大学関係者から聞いていました」と述べている。これは、その際に、原告がキエフの国立言語大学の女性講師にセクハラを行った、として抗議されたという情報である（原告 29 頁）。キエフでは、留学生が中島恒雄宅で住み込みで働く場合は好

条件となる、大学の問題を第三者に漏らしてはならない、という条件が付されていた。

キ 巷間言われる通り、性的犯罪が治癒しにくいものだとすれば、再発防止の観点から最も責任が重いのは大学当局である。

すなわち、大学当局は、女性留学生（ベトナム人）から弁護士名での通知書（2012年6月6日付）が内容証明郵便で、元総長と当時の大学学長に送付されていること、別の女性留学生（ミャンマー人）から昨年、2016（平成28）年4月19日に、元総長と大学が提訴されていることをも知りつつ、常習性も認められる、性的犯罪の前科のある原告をNPO法人の理事長として、その自宅に、数名の女性留学生が、今も常時宿泊していることを黙認して、同様の危険が起こる可能性について見て見ぬ振りをし、大学運営や留学生募集に影響力を行使させたままにしているのである（被告田嶋27、36頁）。

性的犯罪の再発防止を図る、という観点に立てば、原告を、出所後、どんな環境に置くべきか（厳密にはどんな環境に置くべきではないか）ということは、見て見ぬ振りをしてはならない最も重要な留意事項である。

平成29年4月10日の損害賠償請求裁判（東京地裁民事43部・平成28年（ワ）12706号）の証人尋問で、原告代理人（板倉）による伊藤伸一事務局長補佐への次のような質問が行われた。「（板倉）過去に強制わいせつ、職員5名を強制わいせつした事件ですけれども、そういう過去の犯罪歴を見て、そういうところに留学生、しかも女性ばかりを住まわせるということについては、何か問題があるというふうな認識はありますか。」（証人調書9頁）

この質問に対して、伊藤伸一事務局長補佐は、「（伊藤）中島さんはNPO法人のほうの代表をしているわけですので、そういった活動の一環なのであれば、特に大学法人として、それについて何ら申し上げる立場ではない」（証人調書10頁）と応答した。このような「性的犯罪の再発防止を図る

という観点」が欠落した応答が「独特のやり方（つまり前総長の手口）で、教職員に解雇や降格などの圧力がかけられるので、教職員が、委縮してしまい、言わず聞かず見ずということになる」（甲13号証15頁）ということに他ならない。

そのもとでは、大学への直接の働きかけでは奏功しない。そこで、被告田嶋は、原告が否定している性的暴行が、具体的記載されている判決文を含む本件各文書をインターネット上で公開して世間に知らせることで、原告の大学に対する影響力行使を抑止し、原告を社会的に包囲して性的暴行の新たな被害者が生まれることを防止しようとした（被告田嶋7、27、36、39頁）。

「東京福祉大学として、女性留学生を4名とか、数名常時中島大邸宅に泊めていて平気だというのは、これは考え直す余地があるかというふうに思って」と被告田嶋は証言した（被告田嶋27頁）。

そのため、被告田嶋は、ホームページ掲載以外に文科省への要請行動にも取り組んできた。

なお、同じことを実現する手段として、大学内で判決文を引用したビラを配るなどの方法もあり得るようにも思える。しかし、大学内には大学の施設管理権が及んでおり、実際に、大学は被告らの大学内でのビラ配布を拒絶する姿勢を示しているから、被告らは大学内での組合活動はできないのであり、大学内でビラを配る方法は実際には取り得ないのである。

したがって、東京福祉大学への強大な影響力を有する原告の再犯や不当な大学支配を抑止するには、原告が実行した性的暴行が具体的に認定されている判決文をインターネット上で公開する必要性が極めて高かったのである。

ク 以上のア～キからすれば、原告が名誉毀損に該当すると指摘する事実の摘示が「公益を図る目的」であることは明白である。

## (6) 通知書掲載の目的の公益性

通知書について、被告田嶋は、抗議状への反論（甲13）27頁記載の通り、大学の留学生が大切にされているとは思われず、原告が大学に対する影響力を利用して、自らによる性的関係強要を拒絶した女性留学生の学籍を除籍したという、原告による大学支配を示す事実として掲載したものである。

それとともに、このように、留学生が原告から性的関係を強要されるといった事態が再発することにならないようにするためであることは、前述した判決文等の掲載と同様である（被告田嶋12頁）。

## (7) 原告の主張に対する反論

ア 「表現が専ら揶揄諷刺するものであること」について

名誉毀損の要件もそうであるが、公益目的の要件も前後の文脈から判断される。原告のように前後の文脈を無視した一部の単語のみで公益目的が判断されるとなると、過度に表現が委縮するからである。

ビラ（甲8）には、たしかに「元総長による裏支配・恐怖政治」という記載が認められるが、すぐ後ろを含めて見れば、『元総長による裏支配・恐怖政治』を排除して、民主的な運営を行え！」と記載されている。原告は都合の良い部分を抜き出して公益目的がないと主張しているに過ぎない。甲8全体を見ても、労働問題改善のための記載がされている。被告田嶋が甲8を掲載した目的は、大学の民主化であり、公益目的であることは明白である。

週刊誌記事（甲9）には、たしかに「ワイセツ元総長」「ハレンチ総長」（甲9）という記載があるが、直後ろを含めて見れば『ワイセツ元総長』に『東京福祉大学』いまだ治らず」と記載されている。東京福祉大学の体質改善が改善されていないことを示すためのタイトルである。これもまた原告が都合の良い部分のみ抜粋して主張していることがわかる。甲

9 全体を見ても、東京福祉大学が反省していない原告に裏支配され続けていることへの批判が記載されている。被告が甲 9 を掲載した目的は、東京福祉大学が原告の裏支配から解放されるという大学の民主化であり、公益目的であることは明白である。

週刊誌記事（甲 1 6）には、たしかに「ワイセツ元総長」「色欲に溺れた還暦男」という記載があるが、「ワイセツ元総長」直前の記載も含めて見れば「出所後にすぐに“現場復帰”東京福祉大に『ワイセツ元総長』と記載されている。原告は、自己が総長の地位にある大学で、同大学女性教職員複数名に対し、その権力関係を利用して、強制わいせつを行ったという重大事件を引き起こし、実刑判決を受けながら、出所直後に、同大学に「現場復帰」したことを示すタイトルである。これもまた原告が都合の良い部分のみ抜粋して主張していることがわかる。甲 1 6 全体を見ても、原告が東京福祉大学を裏支配し続けていることへの批判が記載されている。被告が甲 1 6 を掲載した目的は、東京福祉大学から原告の裏支配を排除するという大学の民主化であり、公益目的であることは明白である。

イ 「被告らの主張する公益目的は後付けの理由であること」について

原告は、前述の甲 6 や甲 1 6 に原告が NPO 法人の理事や保育園の理事長に就任していることが記載されていないことを問題視している。

しかし、甲 6 や甲 1 6 を被告田嶋が掲載したのは、原告が NPO 法人の理事や保育園の理事長に就任した以降であり、被告田嶋は、その就任の事実を知った上で掲載をなしたのだから、目的の公益性が認められる。

### 3 通知書（甲 1 4）の「真実性」について

原告が真実性を争うのは、通知書（甲 1 4）のみである。よって、甲 1 4 の真実性および真実と信じるについての相当性について、以下に論じる。

甲14は、具体的に性的暴行事件の内容を指摘しているにも関わらず、原告は、具体的に反論しないだけでなく、何ら反論をしていない。性的暴行が存在しないと主張するのであれば、その性的暴行の存在を具体的に指摘する通知書（甲14）に具体的に反論するのが合理的な行動である。そうすると、通知書に何ら具体的な反論しない原告の態度からすると、原告は、通知書に対して反論することができない、すなわち通知書（甲14）に記載された性的暴行が真実であることが推認される。

原告代理人は、本件尋問の際に守秘義務を理由に合意書を提出出来ない旨を述べたが（被告田嶋23頁）、結局、合意書などの証拠が何ら示されない以上、原告の主張は立証できていない。

原告は、本件尋問ではこの通知書に記載されたベトナム人留学生との性的関係について「ないです」と答えたが（11、頁）、原告陳述書（甲34）では「性的行為を強要したことは一切なく」と記載されているのみであり、性的行為自体をしていないとは記載されていない。

また、原告によって辞職させられた滝口元総務課長へのインタビューのなかで、原告がベトナム人留学生と1000万円で和解したとの話が出されたのを原告は確認した（乙16の2：28頁）。

東京福祉大学における総務課長は非常に権限の幅が広く、全般的に情報を握っている役職なので、滝口氏の発言は極めて信用性が高い（被告田嶋31頁）。

原告代理人は尋問では「解決金という形で2桁の万円くらいは払っている」と述べたが、何の証拠もない。また「2桁の万円」を払ったということは、原告がベトナム人留学生と性交渉を持った事実を推認させる。

また、被告田嶋は、内部告発を受けた協力者を通じて、通知書（甲14）を入手したが、被告田嶋は、同協力者から同通知書が弁護士によって作成されたものだということが確認されている旨を聞いていた（被告田嶋13、22頁）。この通知書について、弁護士が作成した文書であるこ

とを原告は争っていない。この通知書を受け取ったことは原告も認めた（原告12頁）。通知書には具体的なeメールの文言の記載もあった。なお、原告はeメールはできない、と述べたが、他の者が代わりに送ったことは否定できていない（原告29頁）。

被告田嶋が、高度の職業倫理を有する弁護士（弁護士法1条、56条等）が原告によるeメールをも引用して作成した通知書（甲14）の内容を、大学の実務を担当していた滝口元総務課長の発言も踏まえて、真実だと信じるのには相当の理由があるといえる。

また、原告は実刑判決を受けた女性教職員に対する強制わいせつ被告事件に加え、甲13等に記載されている女性留学生に対する性的暴行問題だけでなく、現在も同様の留学生に対する性的暴行とも評価できる性的関係の強要に起因するトラブルを理由にミャンマー人女性留学生から損害賠償請求の提訴をされており、同事件は東京地裁民事43部に係属している（原告：[REDACTED] 被告：中島恒雄外 平成28年（ワ）12706号）。被告田嶋は、この女性留学生から直接、性的被害の話を聞いていた（被告田嶋32頁）。

このように原告は、東京福祉大学に対し、強大な影響力を及ぼしつつ、出所後も性的暴行事件を複数回起こしている。このことも踏まえて、被告田嶋は通知書（甲14）を掲載したのであり、この点でも、被告田嶋が通知書（甲14）の内容を真実だと信じるのには相当の理由があるといえる。

#### 4 結論

以上より、被告らの事実摘示により、原告の社会的評価は損害賠償に値するほど低下しておらず、仮に社会的評価の低下があったとしても、違法性阻却が認められ、被告らが名誉毀損について責任を負うことはない。



## 第2 損害額について

### 1 本件訴訟がスラップ訴訟であることについて

#### (1) スラップ訴訟とは

スラップ（SLAPP）とは、strategic lawsuit against public participation の略語であり、「公共的・社会的活動の妨害を目的とする戦略的訴訟」、「公的意見表明の妨害を狙って提訴される民事訴訟」などと訳されている（乙8）。スラップ訴訟は次のような特徴を有するとされている（乙8）。①民事訴訟の形式をもつ。②被告に運動や言論を萎縮させるに足りる巨額な請求をしている。③被告の正当な言論・業務、正当な市民運動を抑制し萎縮せしめる目的をもって提起される。④権力ないし社会的強者が原告となって比較弱者を被告とする。

#### (2) 本件訴訟について

- ① 本件訴訟も民事訴訟の形式をとっており、それゆえ被告らは応訴を余儀なくされている。
- ② 本件訴訟の請求額は、5500万円であり、第2準備書面においては「損額についても5000万円どころか、1億円かそれ以上になるものと評価されてしかるべきである。」と主張している。大学教員である被告田嶋にとっても、労働組合である被告組合にとっても、自身が有する経済力からして1000万円を超える請求は明らかに「巨額」な請求であり、まして「1億円かそれ以上」となると、恐怖すら覚える額である。したがって、原告の請求額は、被告らの組合活動や言論活動を萎縮させる巨額なものである。

また、名誉毀損に基づく損害賠償請求の認容額相場が概ね100万円前後であることと比較しても、原告の請求が異常に高額であるといえる。原告はその50倍の額を請求し、その100倍以上の額を損害として主張しているのである。

原告は「私の生活もできなくなってしまうといけないので、生活費もひっくるめて賠償をしてもらいたい」と証言した（原告10頁）。これは、実際は生活ができなくなっておらず、生活費相当損害は発生していないことを自認した証言と言う他ない。

本件訴訟が、本人訴訟ではないことからすれば、原告も異常に高額な請求をしていることは認識しており、それゆえ、原告はその高額請求による被告らに与える威嚇効果も認識した上で提訴しているといえる。

③ 原告提出の甲6・2頁、甲8・2頁等に「一部教職員の間で密かに『恐怖政治』という言葉が囁かれて久しい現状に対して、大学は元総長による裏支配・恐怖政治を排除して、民主的な運営を行え！」と記載しているのであり、被告らが、大学民主化を目的とした正当な組合活動を行っているのは明白である。これに対し、原告は、前述してきたように損害額について十分な根拠を示さず、要件事実とは関係のない主張を多数行うなどしていることからすると、本件訴訟は、被告らの正当な活動を抑制し萎縮せしめる目的をもって提起されたものだといえる。

④ 前述のように、原告は東京福祉大学に対し強大な影響力を有していることから、権力ないし社会的強者だといえ、対して一般人である被告らは、原告と比較すれば弱者である。

①～④からもわかるように本件訴訟は、典型的なスラップ訴訟だといえる。

## 2 東京高裁平成13年12月26日判決に照らした検討

### (1) 東京高裁平成13年12月26日判決は報道に関するもの

原告が引用する東京高裁平成13年12月26日判決は、著名なプロ野球選手に関する週刊誌の報道が当該選手の名譽を毀損するものであるとした判決であるが、その慰籍料をいくらにするかは個別具体的な判断

であり、各種の考慮要素について均衡のとれた慎重な配慮をしなければならないとしたものである。

すなわち、報道を業とする週刊誌に対して、当該報道が「売上げを企図したもの」であることも踏まえて判断したものである。こうした週刊誌による報道と一個人による表現は別異に考えるべきであり、同判決の射程は本件に及ばない。

## (2) 本件における検討

上記判決も、当該事案の下で原判決が認めた1000万円の慰籍料は高額に過ぎ、600万円が相当であるとしたのである。それに対して、本件において「金5000万円か、それ以上である」とする慰謝料額は、以下に述べるとおり、「異常に高額な請求」である。

### ア 真実性

東京高裁平成13年判決は、真実性も真実相当性も認められていない。単に認められていないだけでなく、「本件記事の掲載は結局当代の人気プロ野球選手のトレーニング風景をおもしろおかしく取り上げて掲載誌の売上げを企図したものというほかなく、被控訴人の名誉を侵害する悪質な違法行為である。」とまで判示されているのである。同判決はこの点を重視して、名誉毀損としては高額な600万円もの慰謝料請求を認容したのである。

本件では、原告が実刑判決を受けた犯罪行為の内容等に争いはなく真実性が肯定される。また、通知書（甲14）による事実摘示についても、被告準備書面2第1の1(1)で述べたように、被告の具体的な主張に対して原告が何ら反論していないこと、甲14の作成者が弁護士であることからすると、真実性及び真実相当性が肯定される。

そうすると、仮に被告が摘示する事実で社会的評価の低下が認められたとしても、真実性及び真実相当性が認められる本件において、「金

5000万円か、それ以上である」とする慰謝料額は、「異常に高額な請求」だと言わざるを得ない。

#### イ 公共性・公益性

東京高裁平成13年判決では、「被控訴人の体力がプロ野球選手とは考えられないほど劣っており、本来の厳しいトレーニングメニューには耐えられず、軽いトレーニングメニューを組んだが、被控訴人は平成一二年のシーズンに向けて再起をかけて取り組んでいるはずのところそのようなメニューでさえも遊び半分の真剣味のない態度でしか取り組まず、トレーナーとの約束を破って飲酒・喫煙をし、あげくに二日に一度はストリップバーで派手に遊興を繰り返し、肉体改造という所期の目的は早々挫折したとの事実を被控訴人を愚弄する表現を用いて記者が直接見聞きしたかのように具体的、断定的に報道するものである。」と認定されている。

すなわち、犯罪に関する報道でもなければ、公共性も公益性も低く、私生活に関する事実を適示する内容の報道である。それにもかかわらず、1000万円の慰謝料は高額に過ぎ、600万円が相当だとされたのである。

これに対し、本件は、大学総長であった原告が、同大学の女性教職員複数名に対し、その権力関係を利用して、強制わいせつを行った事件を引き起こし実刑判決を受けたにも関わらず、反省することなく、同大学に強い影響力を与えいわば裏支配し続けているという事案である。罪名自体が強制わいせつという重大な人権侵害事件であり、大学総長という立場にある者が大学内で犯行を行ったという悪質な犯行態様である点で、およそ私生活とは表現できない。また、大学の民主化が表現の目的であり公益性・公共性が極めて高い。

そうすると、仮に被告が摘示する事実で社会的評価の低下が認められたとしても、真実性及び真実相当性が認められる本件において、「金

5000万円か、それ以上である」とする慰謝料額は、「異常に高額な請求」であることは明白である。

#### ウ 原告の属性

東京高裁平成13年判決は、「いわゆる著名人（政界財界のしかるべき地位にある者、芸能人、プロのスポーツ選手、その他社会的に相当な地位にある者）に対しより高額な慰謝料を認めるべきかについての議論も、そのような特別な地位にあるわけではない一般の人の人権や人格が侵害された場合の評価の在り方の問題を考えるとさまざまであるべきで、これを一概に肯定することはできない。」と判示しており、著名人であることを慰謝料増額の考慮要素としていない（少なくとも高額の増額させる要素とは見ていない。）。正義衡平に適った極めて妥当な判決である。

原告は、出身大学やドナルド・トランプ氏が同級生であること等をもって自ら「優秀な人物」だと主張するが、仮に被告が摘示する事実で社会的評価の低下が認められたとしても、原告が「優秀な人物」であることを慰謝料算定にあたって考慮するべきでない。

#### エ インターネット上の表現であること

原告の主張は一般論としては理解できるが、たとえば、被告が公表ホームページの閲覧数などが何ら主張立証されていない。よって、インターネット上の表現であることは慰謝料増額の要素になることはない。

### 第3 プライバシー侵害について

#### 1 平成29年1月31日最高裁第三小法廷決定に基づく検討

上記2017（平成29）年1月31日最高裁第三小法廷決定は、インターネット上のプライバシー侵害に関するものであり、上記の判示に先立って、以下の通り、プライバシー侵害の要件について判示している。

「行為が違法となるか否かは、当該事実の性質及び内容、当該URL等

情報が提供されることによってその者のプライバシーに属する事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、その者の社会的地位や影響力、上記記事等の目的や意義、上記記事等が掲載された時の社会的状況とその後の変化、上記記事等において当該事実を記載する必要性など、当該事実を公表されない法的利益と当該URL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきもので、その結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合には、検索事業者に対し、当該URL等情報を検索結果から削除することを求めることができる」

この点につき、①「その者が被る具体的被害の程度」については、原告の前科は既にウィキペディアにも出ているほどで（乙12）、インターネットでも多数検索に引っかかるのであるから「具体的被害の程度」は重いとは言えない。

②「その者の社会的地位や影響力」については、原告はいまだに東京福祉大学に対して影響力を行使しているのに加え、NPO法人日本・留学生交流援護会の理事である。また、東京福祉大学のグループ校である茶屋とくしげ保育園の理事長を務めている。このように、社会的地位が高く、影響力も大きく、公人というべきであり、一定の情報公開は受忍するべきである。

③「上記記事等の目的や意義」については、東京福祉大学から原告の影響力を排除して東京福祉大学の運営を民主主義的なものとし職員らの職場労働環境を向上させることと、原告によるわいせつ行為の再発の防止といった公益的な目的である。

④「上記記事等において当該事実を記載する必要性」については、本件の各掲載物において原告の前科の事実は中核的事実であって、前記の目的に照らして必要性が認められる。

よって、上記最高裁決定の基準に照らしても、本件の各掲載物によって

は原告に対するプライバシー侵害は認められないと言うべきである。

## 2 最高裁平成6年2月8日判決に基づく検討

原告が引用する最高裁平成6年2月8日判決が挙げる判断要素に依拠したとしても、「プライバシー侵害」は認められない。

### (1) 原告の生活状況について

原告引用の判例では、「都内のバス会社に運転手として就職したこと」、「妻にも前科を秘匿していたこと」、「本土では新聞報道もなく、東京で生活している被上告人の周囲には、その前科にかかわる事実を知る者はいなかった」、「本件事件及び裁判から本件著作が刊行されるまでに12年の歳月が経過している」等、社会復帰に努め、新たな生活環境を形成していた事実を詳細に認定している。

一方、本件では、前記のとおり、原告は社会復帰等の具体的内容を明らかにしないばかりか、出所後も性的暴行事件を起こしており、社会復帰に努めていたとは到底評価し得ない。

したがって、原告は、前科にかかわる事実を公表されないことにつき法的保護に値する利益を有していたとはいえない。

### (2) 事件それ自体の歴史的又は社会的意義

原告が実刑判決を受けた強制わいせつ被告事件（甲12）は、大学総長であった原告が、同大学の女性教職員複数名に対し、その権力関係を利用して、強制わいせつを行った事件である。罪名自体が強制わいせつという重大な人権侵害事件であること、大学総長という立場にある者が大学内で犯行を行ったという悪質な犯行態様などから、広く報道され、社会的にも大きく注目された事件である。大学の存亡自体が問われるほどの大事件（現に原告の影響力を排除できていないことを理由に新学部

等の設立が承認されなかったことは前述のとおりである。) だといえる。

### (3) 原告の社会的活動及びその影響力

前述のとおり、原告は社会的影響力の強い地位にあり、公人というべきであり、一定の情報公開は受任するべきである。

### (4) 公表の意義及び必要性

文科省答申でも言及されているように、原告の影響力を排除した大学運営を構築し、民主的な大学運営を目指すのは、学生の勉学にとっても、教職員の労働環境、教育環境、研究環境にとっても、必要不可欠なことである。このためには、原告による性的暴行事件や大学法人に対する影響力等について事実摘示せざるを得ない。

また、原告の影響力が及んでいる大学等関係機関において、留学生・教職員等が原告による性的暴行の新たな被害者にならないためにも公表は必要不可欠である。

## 3 判決文の公開について

原告は、刑事確定記録法を根拠に、判決文の公開には、プライバシー侵害の程度が大きい旨主張する。しかし、刑事確定記録法4条1項は「保管検察官は、請求があつたときは、保管記録を閲覧させなければならない。」と規定しており、同法は「記録」の原則公開を規定している。本件で問題となっている判決文（「裁判書」）は、同法4条2項2号の閲覧制限事由（被告事件の終結後、3年経過）から特に除外されている記録であり、憲法82条の公開原則の趣旨からも特に公開されなければならないものである。また、原告が挙げる同法4条2項4号や5号の閲覧制限規定も、「著しい」弊害を要求しており、例外的な閲覧制限を厳格に制限している。そうすると、刑事確定記録法の規定によって、プライバシー侵害の程度が大きくな



るわけではない。むしろ、前記のように同法及び憲法82条が「裁判書」をできるだけ公開する趣旨であることからすると、プライバシー侵害の程度は小さいといえる。

また、そもそも、原告から閲覧制限がかかっていたことは立証されていないが、原告の性的暴行等の事実が多数報道されていて公知の事実になっていることは当事者間に争いのない事実であり、仮に閲覧制限がかかっていたとしても、プライバシー侵害の成否に影響を与えるものではない。

#### 4 まとめ

以上より、仮に、原告が前科にかかわる事実を公表されない法的利益を有するとしても、前述のような意義・必要性を有する本件事実の摘示行為に優越する利益だとは到底いえない。

よって、被告らによる原告のプライバシー侵害は認められない。

以 上